

資料提供

令和6年2月6日
課名:産業廃棄物対策課
担当:河村
内線:2962
外線:082-513-2963

産業廃棄物処理業者に対する行政処分について

1 概要

産業廃棄物処理業者である村上 恭子に対し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）第14条の3の2の規定により、産業廃棄物収集運搬業の許可を取り消した。

（処分機関：広島県東部厚生環境事務所）

2 被処分者及び行政処分の内容

事業者 （住所）	むらかみ きょうこ 村上 恭子 （広島県三原市宮浦四丁目3番19号プレジールKB-101号）
許可の状況	産業廃棄物収集運搬業 許可番号：第03416146679号 許可年月日：平成30年12月25日
処分の内容	産業廃棄物収集運搬業の許可の取消し
処分年月日	令和6年2月6日
処分理由	被処分者は、法第14条の3の2第1項第4号の規定に該当するものとして、法第14条第5項第2号イに規定する者に該当するため。
備考	被処分者は個人事業主であるため、個人情報保護の観点から、処分理由の詳細については公表しない。